

郡山市消防団員の懲戒処分に関する処分の基準及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年郡山市条例第38号）第11条に定める郡山市消防団員（以下「消防団員」という。）に対する懲戒処分に関し、その処分の基準及び処分の公表に関する基準を定め、もって懲戒処分の公正を確保することを目的とする。

(懲戒処分の基準)

第2条 任命権者は、消防団員が行った行為が別表の中欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該消防団員が行った行為の動機及び態様（以下「態様等」という。）、公務内外に与える影響、当該消防団員の職責並びに当該行為の前後における当該消防団員の態度を考慮し、当該違反行為に応じ、同表の右欄に掲げる懲戒処分のうちいずれかの懲戒処分を行うものとする。

(複数の違反行為による加重)

第3条 任命権者は、消防団員が別表の中欄に掲げる違反行為に該当する行為を2以上行ったときは、当該消防団員に対し、当該違反行為に応じ、同表の右欄に掲げるそれぞれの懲戒処分のうち最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

2 前項の規定により懲戒処分を行うときは、別表の中欄に掲げる違反行為に応じ、同表の右欄に掲げる懲戒処分のうち最も重い懲戒処分が停職の場合にあつては免職、戒告の場合にあつては停職とする。

(行為の態様等による加重)

第4条 任命権者は、前2条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 消防団員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。
- (2) 消防団員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (3) 消防団員が管理又は監督の地位にある等その占める職の責任の度が特に高いとき。
- (4) 消防団員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定により懲戒処分を行うときは、別表の中欄に掲げる違反行為に応じ、同表の右欄に掲げる懲戒処分のうち最も重い懲戒処分が停職の場合にあつては免職、戒告の場合にあつては停職とする。

(懲戒処分の軽減等)

第5条 任命権者は、第2条又は第3条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 消防団員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (2) 消防団員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があると認められるとき。

2 前項の規定により軽い懲戒処分を行うときは、別表の中欄に掲げる違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分のうち最も軽い懲戒処分が停職の場合に

あつては戒告とする。

第6条 任命権者は、消防団員が行った行為が別表の中欄に掲げる違反行為に該当する場合において、当該消防団員が行った当該違反行為の態様等に照らし、当該違反行為を行ったことについてやむを得ない理由があると認められるとき（当該違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

（別表に掲げられていない行為の取扱い）

第7条 任命権者は、消防団員が行った不法行為（別表の中欄に掲げる違反行為に該当しないものに限る。）については、当該行為に類似する別表の中欄に掲げる違反行為に応じ同表の右欄に掲げる懲戒処分に準じて懲戒処分を行うものとする。この場合において、第3条から前条までの規定を準用する。

（懲戒処分の公表）

第8条 任命権者は、懲戒処分を行った場合は、当該処分後速やかに、報道機関への資料提供により処分の概要等を公表するものとする。この場合において、事案の社会的影響等を考慮し必要に応じて、資料提供とともに記者会見等を行うものとする。

2 任命権者は、当該事案の関係者のプライバシーや人権等への配慮等の理由により必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、公表しないことができる。

3 第1項の規定に基づき公表する内容は、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 懲戒処分を受けた消防団員（以下「被処分団員」という。）の氏名（態様等が収賄、横領、飲酒運転による交通事故その他社会的影響が極めて大きいと判断した場合。）
- (2) 被処分団員の階級
- (3) 被処分団員の年代（氏名を公表する場合は年齢。）
- (4) 懲戒処分の措置の内容
- (5) 懲戒処分が行われた時期
- (6) 当該事案の事実の概要

（懲戒処分の事前公表）

第9条 任命権者は、収賄、横領、飲酒運転による交通事故その他社会的影響が大きい事案であつて、当該事案に対する事実確認ができた場合は、必要に応じて、懲戒処分の措置を講じる前であつても報道機関への資料提供、記者会見等により当該事案の概要等を公表するものとする。この場合においては、前条第3項の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表（第2条関係）

類型	違反行為	懲戒処分 の種類
1 一 般服 務関 係	(1) 活動中に現場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせること。	戒告
	(2) 上司、同僚又は部下に対する暴言により職場の秩序を乱すこと。	戒告
	(3) 上司、同僚又は部下に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。	停職
	(4) 事実をねつ造して虚偽の報告を行うこと。	戒告
	(5) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集すること。	戒告
	(6) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	停職又は 免職
	(7) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は上司と部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をすること。	停職又は 免職
	(8) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「セクシュアル・ハラスメント」という。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。	戒告又は 停職
	(9) セクシュアル・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、セクシュアル・ハラスメントを繰り返すこと。	戒告又は 停職
	(10) セクシュアル・ハラスメントを行ったことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	停職又は 免職
	(11) 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人 格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの（以下「パワー・ハラスメント」という。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。	戒告又は 停職
	(12) パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返すこと。	戒告又は 停職
	(13) パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	停職又は 免職
	(14) (8)、(9)及び(10)のセクシュアル・ハラスメント及び(11)、(12)及び(13)の パワー・ハラスメント以外のハラスメント（以下「その他のハラスメント」という。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。	戒告又は 停職
	(15) その他のハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、その他のハラスメントを繰り返すこと。	戒告又は 停職
	(16) その他のハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	停職又は 免職
	(17) 消防団又は消防団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与すること。	戒告又は 停職
	(18) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をすること。	戒告又は 停職
2 公 金公 用物	(1) 自己が保管している公金の流用等、公金又は公用物の不適正な処理をすること。	戒告
	(2) 公金又は公用物を紛失すること。	戒告

取扱い関係	(3) 公金又は公用物を横領すること。	免職
	(4) 公金又は公用物を窃取すること。	免職
	(5) 重大な過失により公金又は公用物の盗難に遭うこと。	戒告
	(6) 故意により公用物を損壊すること。	戒告
	(7) 過失により公用物の出火又は爆発を引き起こすこと。	戒告
	(8) 故意に法令に違反して報酬等を不正に受給すること及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして報酬等を不正に受給すること。	戒告又は 停職
3 公務外非行行為	(1) 放火をすること。	免職
	(2) 故意に他人の物を損壊すること。	戒告
	(3) 傷害するに至らない程度の暴行を加え、又はけんかをする事。	戒告
	(4) 人の身体を傷害すること。	停職
	(5) 人を殺すこと。	免職
	(6) 自己の占有する他人の物（公金及び公用物を除く。）を横領すること。	停職又は 免職
	(7) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領すること。	戒告
	(8) 他人の財物を窃取すること。	停職又は 免職
	(9) 人を欺いて、又は恐喝して財物を交付させること。	停職又は 免職
	(10) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取すること。	免職
	(11) 賭博をすること。	戒告
	(12) 常習的に賭博（刑法（明治40年法律第45号）第35条に規定する行為を除く。次項において同じ。）をすること。	停職
	(13) 麻薬、覚せい剤その他の違法薬物を所持し、又は使用すること。	免職
	(14) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。	戒告
	(15) 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	停職又は 免職
	(16) 公共の場所又は乗物において痴漢行為をすること。	停職
	(17) 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をすること。	停職
	(18) つきまとい等のストーカー行為をすること。	停職又は 免職
	(19) 不同意性交等、不同意わいせつ若しくは公然わいせつ又はわいせつ目的をもって体に触れる等の行為をすること。	停職又は 免職
4 交通事故及び交通法規違反関係	(1) 著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をすること。	戒告又は 停職
	(2) 著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をし、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をすること。	停職
	(3) 飲酒運転（「酒酔い運転」若しくは「酒気帯び運転」の容疑で検挙された場合又は「酒酔い運転」若しくは「酒気帯び運転」の容疑で検挙された場合に限らず、ビール、日本酒等のアルコール飲料を摂取したことにより、運転操作への影響のおそれがあるため運転すべきでないことが客観的に明らかである場合をいう。以下同じ。）をすること。	停職又は 免職
	(3) 飲酒運転で人に傷害を負わせること。	停職又は 免職

	(4) 飲酒運転で人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をすること。	免職
	(5) 飲酒運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をすること。	免職
	(6) 飲酒運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。	免職
	(7) 運転者が飲酒運転していることを知りながら、同乗すること。	停職又は免職
	(8) 飲酒運転をした者について、その者が運転することを知っていたにもかかわらず、飲酒することを勧め、又は注意を促すことなく飲酒を共にすること。	停職又は免職
	(9) 飲酒運転以外で交通事故により人に傷害を負わせること。	戒告
	(10) 飲酒運転以外で交通事故により人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をすること。	停職
	(11) 飲酒運転以外で交通事故により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。	停職又は免職
	(12) 飲酒運転以外で交通事故により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をすること。	停職又は免職
5 監督責任関係	(1) 部下団員が懲戒処分を受ける等したとき、管理監督者として指揮監督に適性を欠いていたとき。	戒告
	(2) 部下団員の非違行為を知得していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していたとき。	停職又は免職